

プロジェクト IFRS S2 号に相当する基準の開発

項目 ファイナンスに係る排出 (financed emissions)

### 本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。）に相当する基準（日本版 S2 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。
2. 本資料は、日本版 S2 基準における**ファイナンスに係る排出 (financed emissions)**のうち、「資産運用」、「商業銀行」、「保険」産業における投資又は融資に関する活動の定義について検討することを目的としている。
3. 温室効果ガス排出に関連する論点は次を予定している。なお、経過措置については、別途まとめて検討する予定である。

### 温室効果ガス排出の開示に関する論点一覧（本論点はハイライト部分）

範囲	<b>《境界の画定》</b>	
	温室効果ガス排出の 3 つのスコープ	第 21 回
	GHG プロトコルと法域における他の法令等との関係	第 22 回
	GHG プロトコルの測定アプローチ	第 21 回
	スコープ 1 及びスコープ 2 の温室効果ガス排出の分解	第 21 回
測定	<b>《温室効果ガス排出の測定》</b>	
	<b>[3 つのスコープ共通]</b>	
	バリュー・チェーンを通じての気候関連のリスク及び機会の範囲の再評価	第 22 回
	異なる報告期間の情報の使用	第 22 回
	CO <sub>2</sub> 相当量に変換した温室効果ガスの集約	第 22 回
	<b>[スコープ 2 温室効果ガス排出]</b>	
	スコープ 2 の測定におけるロケーション基準とマーケット基準	A2-1
	<b>[スコープ 3 温室効果ガス排出]</b>	
	スコープ 3 温室効果ガス排出の見積り：実務上不可能な場合	A2-4
	スコープ 3 の測定フレームワーク	A2-3
	絶対総量の開示における重要性の判断の適用	第 23 回
ファイナンスに係る排出 (financed emissions)	A2-5	

表示	《温室効果ガス排出量の表示単位》	第 22 回
開示	《温室効果ガス排出の絶対総量の開示》	第 23 回
	《温室効果ガス排出の測定方法の開示》	A2-2
その他	《経過措置》	-

## 事務局による提案の要約

4. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである（後述の第 31 項参照。下線部は IFRS S2 号に追加する。）。

IFRS S2 号における次の用語の定義を、日本版 S2 基準に取り入れる。

- (1) 「ファイナンスに係る排出」とは、報告企業が行った投資及び融資に関連して、投資先又は相手方による温室効果ガスの総排出のうち、当該投資及び融資に帰属する部分をいう。

次の定めを、日本版 S2 基準の規範性のある部分に定める（本文に定めることを予定している。）。

- (2) 次の 1 以上の投資又は融資に関する活動を行う企業は、「ファイナンスに係る排出」に関する追加的な開示を行わなければならない。

- ① 資産運用に関する活動
- ② 商業銀行に関する活動
- ③ 保険に関する活動

ただし、これらの活動を行っている場合であっても、それらを業として営むことについて法域の法律等によりこれらの活動を行うことについて規制を受けていない場合には、当面の間、「ファイナンスに係る排出」に関する追加的な開示を行わないことができる。

- (3) 「資産運用に関する活動」とは、機関投資家、個人投資家及び富裕層の投資家のために手数料又は報酬と引き換えにポートフォリオを運用する活動をいう。ただし、資産管理業務に関する活動を除く。

- (4) 「商業銀行に関する活動」とは、預金を受け入れ、個人及び企業に対して融資を実行するとともに、インフラ、不動産及びその他のプロジェクトに融資を行う活動をいう。

- (5) 「保険に関する活動」とは、伝統的な保険関連の商品若しくは非伝統的な保険関連の商品のいずれか又はその両方を提供する活動をいう。

次の定めを、日本版 S2 基準の規範性のある部分に定める（結論の背景に定めることを予定している。）。

- (6) ファイナンスに係る排出は、「温室効果ガスパロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ 3）基準（2011 年）」（以下「スコープ 3 基準」という。）に定義されているとおり、スコープ 3 の「カテゴリー15（投資）」の一部である。
- (7) 商業銀行に関する活動は、純粋な商業銀行の活動を対象としており、投資銀行及び仲介サービス、不動産金融、消費者金融、資産及び管理業務、並びに保険といった、統合された金融機関が行うすべての活動を含むわけではない。

## ISSB 基準の理解

5. IFRS S2 号では、ファイナンスに係る排出の定義及びファイナンスに係る排出に関する情報を開示することが要求される報告企業について、次のとおり定めている（和訳は事務局による仮訳）。

<p><b>financed emissions</b> ファイナンスに係る排出</p>	<p>The portion of gross greenhouse gas emissions of an investee or counterparty attributed to the loans and investments made by an entity to the investee or counterparty. These emissions are part of Scope 3 Category 15 (investments) as defined in the Greenhouse Gas Protocol Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard (2011).</p> <p>投資先又は相手方に対して報告企業が行った融資及び投資に帰属する、投資先又は相手方の温室効果ガスの総排出（gross greenhouse gas emissions）の特定の部分（the portion）をいう。これらの排出は「温室効果ガスパロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ 3）基準（2011 年）」に定義されているとおり、スコープ 3 の「カテゴリー15（投資）」の一部である。</p>
<p>29</p>	<p>An entity shall disclose information relevant to the cross-industry metric categories of: 企業は、産業横断的指標カテゴリーに関連する次の情報を開示しなければならない。</p> <p>(a) <i>greenhouse gases</i>—the entity shall: 温室効果ガス。企業は次のすべてを行わなければならない。</p> <p>(vi) disclose its absolute gross greenhouse gas emissions generated during the reporting period, expressed as metric tonnes of CO2 equivalent (see paragraphs B19–B22), classified as: 第 29 項 (a) (i) (3) に従って開示される「スコープ 3」の温室効果ガス排出については、B32 項から B57 項を参照し、次のすべてを開示する。</p> <p>(1) the categories included within the entity’s measure of Scope 3 greenhouse gas emissions, in accordance with the</p>

	<p>Scope 3 categories described in the Greenhouse Gas Protocol Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard (2011); and</p> <p>(2) additional information about the entity’s Category 15 greenhouse gas emissions or those associated with its investments (financed emissions), if the entity’s activities include asset management, commercial banking or insurance (see paragraphs B58–B63);</p> <p>(1) 「温室効果ガスパロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ3）基準（2011年）」に記述されている「スコープ3」カテゴリーに従い、企業の「スコープ3」の温室効果ガス排出の測定値（measure）に含めたカテゴリー</p> <p>(2) 企業の活動が資産運用、商業銀行又は保険を含む場合、企業の「カテゴリー15」の温室効果ガス排出又は企業の投資に関連する排出（ファイナンスに係る排出）に関する追加的な情報（B58 項から B63 項参照）</p>
<p>B59</p>	<p>Paragraph 29 (a)(i)(3) requires an entity to disclose its absolute gross Scope 3 greenhouse gas emissions generated during the reporting period, including upstream and downstream emissions. An entity that participates in one or more of the following financial activities is required to disclose additional and specific information about its Category 15 emissions or those emissions associated with its investments which is also known as ‘financed emissions’:</p> <p>第 29 項(a) (i) (3) は、企業に対し、上流及び下流の排出を含め、報告期間中に企業が生成した「スコープ3」の温室効果ガス排出の絶対総量（absolute gross）を開示することを要求している。次の金融活動の1以上に参加する企業は、「カテゴリー15」の排出又は「ファイナンスに係る排出（financed emissions）」としても知られる企業の投資に関連するそれらの排出についての追加的で具体的な情報を開示することが要求される。</p> <p>(a) asset management (see paragraph B61);                  (b) commercial banking (see paragraph B62); and                  (c) insurance (see paragraph B63).</p> <p>(a) 資産運用（B61 項参照）                  (b) 商業銀行（B62 項参照）                  (c) 保険（B63 項参照）</p>
<p>B60</p>	<p>An entity shall apply the requirements for disclosing greenhouse gas emissions in accordance with paragraph 29(a) when disclosing information about its financed emissions.</p> <p>企業は、企業自身のファイナンスに係る排出（financed emissions）についての情報を開示するにあたり、第 29 項(a)に従い、温室効果ガス排出の開示についての要求事項を適用しなければならない。</p>

### （公開草案における本論点の取扱い）

6. IFRS S2 号の公開草案の付録 B「産業別開示要求」（以下「S2 基準案付録 B」という。）では、サステナビリティ会計基準審議会（以下「SASB」という。）が開発した SASB スタンダ

ード<sup>1</sup>の内容のうち、68 産業の気候関連の開示要求について、基準の一部を構成するものと位置付け、報告企業に特定の産業の指標の開示を要求することが提案されていた。

7. S2 基準案付録 B の構成は、次のとおりであった。

	項目	概要
1	Industry Description 産業の説明	報告企業が該当する産業を識別するための、産業の特徴（ビジネス・モデルや活動等）の説明
2	Disclosure Topics 開示トピック	産業に属する企業の活動に関連する、サステナビリティ関連のリスク又は機会 例：「信用分析における環境、社会及びガバナンス要因の組み込み」「製造におけるエネルギー管理」「原材料調達」
3	Topic Summary トピック・サマリー	それぞれの開示トピックの内容を説明したもの 例：「信用分析における環境、社会及びガバナンス要因の組み込み」（一部抜粋） 環境、社会及びガバナンス（ESG）要因は、商業銀行が融資先とするさまざまな産業に属する企業、資産及びプロジェクトに重要性がある（material）影響（implications）を与える可能性がある。
4	Metrics 指標	それぞれの開示トピックにおいて、報告企業のパフォーマンスに関する有用な情報を提供すると考えられる指標例 例：「信用分析における環境、社会及びガバナンス要因の組み込み」（一部抜粋） 信用分析に ESG 要因を組み込むためのアプローチの記述
5	Technical Protocol 技術的プロトコル	指標の具体的な計算方法等の説明 例：「信用分析における環境、社会及びガバナンス要因の組み込み」（一部抜粋） ・信用分析に ESG 要因を組み込むためのアプローチを記述する。 ・開示の範囲には、プロジェクト・ファイナンスのみでなく、商工業融資も含める。 ・商工業融資のクレジット・エクスポージャーのポートフォリオ・レベルで、将来の ESG 動向のリスク・プロファイルを計算するシナリオ分析又はモデリングを実施しているかどうかについて説明する。
6	Activity Metrics 活動指標	報告企業による活動又は事業の規模を定量化するもの 例：セグメント別（(a)個人、(b)中小企業及び(c)法人）の融資の(1)件数及び(2)価額

<sup>1</sup> 2022 年 8 月に、IFRS 財団は、SASB を含む「価値報告財団（VRF）」を統合し、SASB スタンドアートの維持等の責任を負うとしている。<https://www.ifrs.org/issued-standards/sasb-standards/>

**(公開草案に対する当委員会のコメント)**

8. S2 基準案付録 B では、各産業について、産業の説明 (Industry Description) (本資料第 7 項の表の「1」に相当) が提供されているが、各産業に関する定義に置き換えることにより、国際的な適用可能性が高まると考えられる。

**公開草案からの変更点**

9. 公開草案に対して寄せられたフィードバックでは、S2 基準案付録 B を開示要求として取り入れる点につき意見が分かれたため、当初は、S2 基準案付録 B を基準の一部を構成しないものと位置付け、S2 基準案付録 B に収録していた内容の一部を国際的に適用可能なものとなるよう修正した上で、「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」(以下「産業別ガイダンス」という。)として提供することを決定した (IFRS S2 号 BC36 項、BC124 項)。なお、本資料第 7 項で示した構成は、産業別ガイダンスにそのまま引き継がれている。
10. 一方、ISSB は、資産運用、商業銀行及び保険に関連する金融サービスに従事する報告企業については、ファイナンスに係る排出に関する情報が重要である (important) ことから、これらの 3 つの産業に関する「活動 (activities)」を行う報告企業に対して、ファイナンスに係る排出に関する追加的な情報を開示することを要求することを決定した (IFRS S2 号 BC124 項)。
11. なお、金融セクターのうち、「投資銀行及び仲介」産業 (産業別ガイダンス第 18 巻) については、IFRS S2 号において、ファイナンスに係る排出に関する追加の開示 (本資料第 5 項参照) を行う対象産業として挙げられていない。この点、投資銀行の主たる活動の 1 つと考えられる「引受け、アドバイザー及び証券化活動を含むコア商品及びサービスの提供に関連する温室効果ガス排出 (「ファシリテーションに係る排出 (facilitated emissions)」と呼ばれる活動) については、温室効果ガス排出量を測定する確立された方法論がないという理由により、IFRS S2 号においては開示要求の対象とならなかった (IFRS S2 号 BC129 項)。ただし、投資銀行が、仮に「資産運用」、「商業銀行」及び「保険」産業に含まれる活動を行っている場合は、投資銀行であっても、ファイナンスに係る排出に関する情報を開示することになると考えられる。

## 事務局による分析

### （「ファイナンスに係る排出（financed emissions）」の定義）

12. IFRS S2 号において、ファイナンスに係る排出の定義は、投資先又は相手方に対して報告企業が行った投資及び融資に帰属する、投資先又は相手方の温室効果ガスの総排出（gross greenhouse gas emissions）の特定の部分（the portion）をいい、これらの排出はスコープ 3 基準に定義されているとおり、スコープ 3 の「カテゴリー15（投資）」の一部であるとされている（本資料第 5 項参照）。
13. 報告企業は、温室効果ガス排出の源泉を所有又は支配していない場合であっても、投資又は融資などのファイナンスに係る活動を行うことで、投資又は融資先の企業を通じ間接的に温室効果ガス排出を行っていることが考えられ、そのような活動を開示に反映させることが一般目的財務報告書の主要な利用者にとり有用な情報となる可能性があることから、ファイナンスに係る排出の開示が求められていると考えられる。
14. ISSB は、「ファイナンスに係る排出」という用語は、投資者及び銀行が、投資及び融資などの活動を通じた温室効果ガス排出の絶対量を示すために用いられることが多いとしている（IFRS S2 号 BC122 項）。
15. 日本版 S2 基準においても、国際的な整合性の観点から、IFRS S2 号における「ファイナンスに係る排出」の定義を受け入れることが考えられるがどうか。なお、本資料第 5 項に記載のファイナンスに係る排出の定義の和訳の後段（ファイナンスに係る排出は「『スコープ 3 基準』に定義されているとおり、スコープ 3 の『カテゴリー15（投資）』の一部である。」という部分）については、日本版 S2 基準の結論の背景に記載することが考えられる。

### （投資又は融資に関する活動の定義）

16. IFRS S2 号では、報告企業の活動に、次の投資又は融資に関する活動のいずれかが含まれる場合、スコープ 3 カテゴリーの「投資」に関する情報に追加して、ファイナンスに係る排出に関する情報を開示することが要求されているものの、これらの投資又は融資に関する活動の定義は定められていない。
  - (1) 資産運用
  - (2) 商業銀行
  - (3) 保険

17. 一方、産業別ガイダンス(本資料第9項参照)では、「産業の説明(industry description)」が示されている。ここでは、各産業に含まれる活動の例が挙げられているものの、活動の例示であるとされている。これらは、明確な定義ではないものの、ファイナンスに係る排出に関する情報を開示することが要求される活動を識別するにあたって有用であると考えられる。
18. このため、日本版 S2 基準においては、産業別ガイダンスの「産業の説明」を参考に、3つの活動を定義することとしてはどうか。

**(資産運用活動)**

**産業別ガイダンスにおける産業の説明**

19. 産業別ガイダンスにおける、「資産運用」(「管理活動」を含む。)の産業の説明は次のとおりである。

Asset Management & Custody Activities industry entities manage investment portfolios on a commission or fee basis for institutional, retail and high net-worth investors. In addition, entities in this industry provide wealth management, private banking, financial planning, and investment advisory and retail securities brokerage services.

Investment portfolios and strategies may be diversified across multiple asset classes, which may include equities, fixed income and hedge fund investments. Specific entities are engaged in venture capital and private equity investments.

The industry provides essential services to a range of customers from individual retail investors to large, institutional asset owners to meet specified investment goals. Entities in the industry range from large multi-jurisdictional asset managers with a wide range of investable products, strategies and asset classes to small boutique entities providing services to specific market niches.

While large entities generally compete based on management fees charged for their services as well as their potential to generate superior investment performance, the smaller entities generally compete on their ability to provide products and services customised to satisfy the diversification needs of individual clients. The global 2008 financial crisis and subsequent regulatory regime developments highlight the industry's importance in providing fair advice to customers and managing risks at the entity, portfolio and macroeconomic levels.

「資産運用及び管理業務」産業の企業は、機関投資家、個人投資家及び富裕層の投資家のために手数料又は報酬と引き換えに投資ポートフォリオを運用している。この産業に属する企業はまた、ウェルス・マネジメント、プライベート・バンキング、ファイナンシャル・プランニング並びに投資顧問及び個人向けの証券の売買の仲介のサービスを提供する。

投資のポートフォリオ及び戦略は複数の資産のクラスに分散化する場合があり、これらには株式、債券及びヘッジ・ファンド投資が含まれる場合がある。一部の企業はベンチャー・キャピタル及びプライベート・エクイティ投資に従事している。

この産業は、個々の個人の投資家から大規模な機関的なアセット・オーナーまでのさまざまな顧客が特定された投資目標を達成するために、不可欠なサービスを提供する。この産業に属する企業には、幅広い投資可能な商品、戦略及び資産のクラ



スを有する大規模な複数の法域にわたる資産運用企業から、特定の市場のニッチにサービスを提供する小規模なブティック企業までが含まれる。

大規模な企業が通常、サービスについて請求する運用報酬及び優れた投資パフォーマンスを生む潜在能力に基づいて競争するのに対し、相対的に規模が小さい企業は通常、個々の顧客の分散化のニーズを満たすためにカスタマイズされた製品及びサービスを提供する能力について競争する。グローバルの2008年の金融危機とその後の規制制度上の展開は、顧客に公平なアドバイスを提供し、企業、ポートフォリオ及びマクロ経済の各レベルでリスクを管理するにあたり、この産業の重要性 (importance) を強調した。

### **日本版 S2 基準における「資産運用に関する活動」の定義**

20. 前項の産業別ガイダンスにおける産業の説明を踏まえ、資産運用に関する活動を次のように定めることとしてはどうか。

「資産運用に関する活動」とは、機関投資家、個人投資家及び富裕層の投資家のために手数料又は報酬と引き換えにポートフォリオを運用する活動をいう。ただし、資産管理業務に関する活動を除く。

### **(商業銀行活動)**

#### **産業別ガイダンスにおける産業の説明**

21. 産業別ガイダンスにおける、「商業銀行」の産業の説明は次のとおりである。

Commercial banks accept deposits and make loans to individuals and corporations, and engage in lending to infrastructure, real estate and other projects.

By providing these services, the industry serves an essential role in the functioning of global economies and in facilitating the transfer of financial resources to their most productive capacity.

The industry is driven by the volume of deposits, quality of loans made, the economic environment and interest rates. The risk from mismatched assets and liabilities further characterises the industry. The regulatory environment governing the commercial banking industry witnessed significant changes in the wake of the 2008 global financial crisis and continues to evolve today. These and other regulatory trends may affect performance. Commercial banks with global operations must manage new regulations in many jurisdictions that are creating regulatory uncertainty, particularly regarding the consistent application of new rules.

Note: This standard addresses ‘pure play’ commercial banking services, which may not include all the activities of integrated financial institutions, such as investment banking and brokerage services, mortgage finance, consumer finance, asset management and custody services, and insurance. Separate standards address the sustainability issues for activities in those industries.

商業銀行は、預金を受け入れ、個人及び企業に融資を実行するとともに、インフラ、不動産及びその他のプロジェクトに対して融資を行う。

これらのサービスを提供することにより、この産業は、グローバル経済が機能し、金融資源を最も生産性の高いキャパシティに移転することを促進する上で不可欠な役割を果たす。

この産業は、預金の規模、実行した融資の品質、経済環境及び金利に左右される。また、資産と負債のミスマッチから生じるリスクも、この産業を特徴付ける。商業銀行産業に適用される規制環境は2008年のグローバル金融危機の発生により重大な（significant）変化が見られ、今日でも継続して進化している。これらの傾向及びその他の規制上の傾向は、パフォーマンスに影響を与える（affect）場合がある。グローバルに事業を営む商業銀行は、規制上の不確実性、特に新規則の首尾一貫した適用に関する不確実性を生じさせている新しい規制に、多くの法域において対応しなければならない。

注記：この基準は、「純粋な」商業銀行のサービスを扱っており、投資銀行及び仲介サービス、不動産金融、消費者金融、資産運用及び管理業務並びに保険といった、統合された金融機関が行うすべての活動を含むというわけではない場合がある。別個の基準が、これらの産業におけるサステナビリティの論点を扱っている。

### **日本版 S2 基準における「商業銀行に関する活動」の定義**

22. 前項の産業別ガイダンスにおける産業の説明を踏まえ、商業銀行に関する活動の定義を次のように定めることとしてはどうか。なお、産業の説明における注記部分については、日本版 S2 基準の結論の背景に記載することが考えられる。

(定義)

「商業銀行に関する活動」とは、預金を受け入れ、個人及び企業に対して融資を実行するとともに、インフラ、不動産及びその他のプロジェクトに融資を行う活動をいう。

(結論の背景に記載することが考えられる注記部分)

商業銀行に関する活動は、純粋な商業銀行の活動を対象としており、投資銀行及び仲介サービス、不動産金融、消費者金融、資産及び管理業務、並びに保険といった、統合された金融機関が行うすべての活動を含むわけではない。

### **(保険に関する活動)**

#### **産業別ガイダンスにおける産業の説明**

23. 産業別ガイダンスにおける、「保険」の産業の説明は次のとおりである。

The Insurance industry provides both traditional and non-traditional insurance-related products. Traditional policy lines include property, life, casualty and reinsurance. Nontraditional products include annuities, alternative risk transfers and financial guarantees. Entities in the insurance industry also engage in proprietary investments.

Insurance entities generally operate within a single segment in the industry, for example, property and casualty, although some large insurance entities have diversified operations. Similarly, entities may vary based on the level of their geographical segmentation. Whereas large entities may underwrite insurance premiums in many countries, smaller entities generally operate in a single country or jurisdiction. Insurance premiums, underwriting revenue and investment income drive industry growth, while insurance claim payments present the most significant cost and source of uncertainty for profits. Insurance entities provide products and services that enable the transfer, pooling and sharing of risk necessary for a well-functioning economy. Insurance entities, through their products, can also create a form of moral hazard, reducing incentives to improve underlying behaviour and performance, and thus contributing to sustainability-related impacts. Like other financial institutions, insurance entities face risks associated with credit and financial markets. Within the industry, regulators have identified entities that engage in non-traditional or non-insurance activities, including credit default swaps (CDS) protection and debt securities insurance, as being more vulnerable to financial market developments, and therefore more likely to amplify or contribute to systemic risk. As a result, some insurance entities may be designated as Systemically Important Financial Institutions, thus exposing them to increased regulation and oversight.

Note: This standard addresses ‘pure play’ commercial banking services, which may not include all the activities of integrated financial institutions, such as investment banking and brokerage services, mortgage finance, consumer finance, asset management and custody services, and insurance. Separate standards address the sustainability issues for activities in those industries.

「保険」産業は、伝統的な保険関連の商品及び非伝統的な保険関連の商品の両方を提供する。伝統的な契約ラインには財産保険、生命保険、損害保険及び再保険が含まれる。非伝統的な商品には、年金、代替的リスク移転及び金融保証が含まれる。保険産業に属する企業はまた、自己のために投資を行う。保険会社は通常、産業内の単一のセグメント（例えば、損害保険）で事業を営むが、いくつかの大規模な保険会社は事業を多角化している。同様に、企業は地理的なセグメンテーションの程度に基づいてさまざまであることがある。大規模な企業が多くある国において保険を引き受けることがあるのに対し、相対的に規模が小さい企業は通常、単一の国又は法域で事業を営む。保険料、契約手数料及び投資収益が産業の成長を左右するのに対し、保険金の支払いは最も重大な（significant）コストであり、利益の不確実性の源泉を表している。保険会社は正しく機能する経済に必要な、リスクの移転、集積及び共同負担を可能にする商品及びサービスを提供する。保険会社はまた、その商品を通じ、ある種のモラル・ハザードを生み出す可能性があり、現状の行動及びパフォーマンスを改善するインセンティブを減じることにより、サステナビリティ関連のインパクト（impacts）に寄与することがある。他の金融機関と同様に、保険会社は信用及び金融市場に関連するリスクに直面している。この産業において、規制当局は、クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）によるプロテクション及び債券保険を含む、非伝統的な活動又は保険以外の活動に従事する企業は、金融市場の変化の影響を受けやすく（vulnerable）、したがって、システムック・リスクを増幅させるかこれに寄与する可能性が高いと識別している。この結果、いくつかの保険会社は「システム上重要な金融機関」（SIFI）に指定され、増大する規制及び監督の対象となる場合がある。

注記：健康保険の提供に関連するサステナビリティ事項に関連するトピック及び指標は、「管理型医療（HC-MC）」産業に示されている。

**日本版 S2 基準における「保険に関する活動」の定義**

24. 前項の産業別ガイダンスにおける産業の説明を踏まえ、保険に関する活動の定義を次のように定めることとしてはどうか。

「保険に関する活動」とは、伝統的な保険関連の商品若しくは非伝統的な保険関連の商品のいずれか又はその両方を提供する活動をいう。

**(経過措置の検討)**

25. 前述のとおり、ファイナンスに係る排出に関する情報を開示するにあたっては、銀行や保険会社といった会社形態に着目するのではなく、報告企業が行う活動に着目することになる。したがって、銀行であってもそのすべての活動がファイナンスに係る排出に関する情報の開示の対象となるわけではなく、また、専ら製造業を営む企業であっても、特定の活動を行う場合にはファイナンスに係る排出に関する情報の開示の対象となる。
26. ここで、資産運用、商業銀行及び保険に関する活動は、それらを業として営むことについて、多くの法域の法律等により規制されており、そのような規制の対象となっている場合には、ファイナンスに係る排出に関する追加の開示が必要になるか否かの判断は難しくないと考えられる。一方、規制の対象となっていない場合に、ファイナンスに係る排出に関する追加の開示が必要になるか否かの判断が難しい場合もあると考えられる。
27. 以上を踏まえ、報告企業が資産運用、商業銀行又は保険に関する活動を行っている場合であっても、それらを業として営むことについて法域の法律等により規制を受けていない場合には、当面の間、「ファイナンスに係る排出」に関する追加的な開示（本資料第 5 項参照）を行わないことができるとしてはどうか。
28. なお、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）では、「適正な表示」に関する要求事項として、追加的な情報を開示しなければならない状況を定めている（IFRS S1 号第 15 項(b)）。

「IFRS サステナビリティ開示基準」において具体的に適用される要求事項に準拠するだけでは、一般目的財務報告書の利用者が、短期、中期及び長期にわたる企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス及び資本コストに与えるサステナビリティ関連のリスク及び機会の影響（effects）を理解できるようにするために不十分である場合には、追加的な情報を開示する（IFRS S1 号第 15 項(b)）。

29. 第 18 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 8 月 3 日開催）において、前述の要求事項を日本版 S1 基準に取り入れることとする当委員会事務局の提案に対して、特段反対の意見は聞かれなかった。
30. したがって、「ファイナンスに係る排出」に関する追加的な開示を行わない場合であっても、IFRS S1 号第 15 項(b)の定めにより、ファイナンスに関する排出に関して追加的な情報を開示しなければならない場合があるという点に留意する必要があると考えられる。

### 事務局による提案

31. 日本版 S2 基準において、次のことを定めることが考えられるがどうか（ただし、下線部は IFRS S2 号に追加する。）。
- (1) IFRS S2 号における次の用語の定義を、日本版 S2 基準に取り入れる。
- ① 「ファイナンスに係る排出」とは、報告企業が行った投資及び融資に関連して、投資先又は相手方による温室効果ガスの総排出のうち、当該投資及び融資に帰属する部分をいう。
- (2) 次の定めを、日本版 S2 基準の規範性のある部分に定める（本文に定めることを予定している。）。
- ① 次の 1 以上の投資又は融資に関する活動を行う報告企業は、「ファイナンスに係る排出」に関する追加的な開示を行わなければならない。
- (ア) 資産運用に関する活動
- (イ) 商業銀行に関する活動
- (ウ) 保険に関する活動
- ② ただし、これらの活動を行っている場合であっても、それらを業として営むことについて法域の法律等によりこれらの活動を行うことについて規制を受けていない場合には、当面の間、「ファイナンスに係る排出」に関する追加的な開示を行わないことができる。
- ③ 「資産運用に関する活動」とは、機関投資家、個人投資家及び富裕層の投資家のために手数料又は報酬と引き換えにポートフォリオを運用する活動をいう。ただし、資産管理業務に関する活動を除く。

- ④ 「商業銀行に関する活動」とは、預金を受け入れ、個人及び企業に対して融資を実行するとともに、インフラ、不動産及びその他のプロジェクトに融資を行う活動をいう。
- ⑤ 「保険に関する活動」とは、伝統的な保険関連の商品若しくは非伝統的な保険関連の商品のいずれか又はその両方を提供する活動をいう。
- (3) 次の定めを、日本版 S2 基準の規範性のある部分に定める（結論の背景に定めることを予定している。）。
- ① ファイナンスに係る排出は、「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ 3）基準（2011 年）」（以下「スコープ 3 基準」という。）に定義されているとおり、スコープ 3 の「カテゴリー15（投資）」の一部である。
- ② 商業銀行に関する活動は、純粋な商業銀行の活動を対象としており、投資銀行及び仲介サービス、不動産金融、消費者金融、資産及び管理業務並びに保険といった、統合された金融機関が行うすべての活動を含むわけではない。

## 文案

32. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S2 基準の文案イメージは、以下のとおりである。文案イメージは、日本版 S2 基準の内容に関する当委員会の審議のために作成するものであり、構成等については全体の文案を作成する段階で再度検討する予定である。なお、「¶S2.X」は参考にした IFRS S2 号の項番号を示している（これは当委員会の審議のためにのみ用いるものであり、確定した日本版 S2 基準からは削除する予定である。）。

(HP では非公表)

### ディスカッション・ポイント

- ① 本資料第 31 項に示す日本版 S2 基準の定めに関する事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。
- ② 日本版 S2 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。
- ③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以 上